

4 耕作放棄地の再生利用

国・協議会・利用者の連携による耕作放棄地の再生への取組

(1) 耕作放棄地再生利用緊急対策の背景と概要

耕作放棄地は、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大や農地利用集積の阻害等の営農面での悪影響のみならず、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっています。

耕作放棄地の現状を把握するため、平成 20 年度(2008 年度)の現地調査（耕作放棄地全体調査）により、草刈り・耕起・抜根・整地や基盤整備等の手当を行うことで耕作が可能となるものと、農地に復元するための条件整備が著しく困難なもの等とが区分されました。

耕作放棄地対策を総合的に進めるため、平成 21 年度(2009 年度)に耕作放棄地再生利用緊急対策を創設しました。平成 24 年度(2012 年度)も引き続き、引き受け手が行う耕作放棄地の再生作業や土づくり、作付け・加工・販売の試行、必要な施設（用排水施設、農業体験施設、農業用機械・施設等）の整備、権利関係の調査・調整等を支援する県協議会(各県単位)、地域協議会(市町村単位)を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら総合的な取組を進めています。

(2) 取組状況

国からの交付金を県協議会が基金として造成し、地域協議会は必要に応じて県協議会に申請し県協議会は交付するという仕組みをとっており、地域協議会やその会員、利用者等が実際の再生作業等を行います。

平成 25 年(2013 年)3 月時点の中国四国農政局管内の状況は、地域協議会は 202 市町村のうち 187 市町村で設置済みであり、平成 24 年度再生作業等に取り組まれた市町村は、81 市町村で再生面積は約 108ha となっています。

事例：耕作放棄地再生の取組(島根県松江市)

認定農業者が経営規模拡大のため耕作放棄地 3.1ha を利用権設定し、再生作業を行い、そばの栽培を行い、そば祭りを開催しました。



5 米の需給調整

(1) 平成 24 年産 (2012 年産) 米の生産数量目標の配分

農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、公平な生産数量目標の配分

農業者戸別所得補償制度下における需給調整は、従来のような強制感のある需給調整とは異なり、需給調整の達成・未達成によるペナルティ的な要素を無くし、農業者の主体的な経営判断により、参加・不参加を決めるものであり、強力なメリット措置によって、できるだけ多くの農家の参加を誘導し、需要に見合った生産を推進するものです。

このため、これまで需給調整に参加してきた農家、参加してこなかった農家にかかわらず、参加しようと思えば誰でも参加出来るような生産数量目標の配分が必要となり、中国四国農政局では、県・市町村、各地域農業再生協議会に対し、生産数量目標の配分ルールとしてペナルティ的要素の排除を要請し、関係者の理解の下で一定の改善が図られました。

(2) 新規需要米の推進

水田活用の所得補償交付金を活用した、新規需要米の推進

農業者戸別所得補償制度において、自給率向上に向けた戦略作物等に対する直接助成となる水田活用の所得補償交付金が措置されています。

中国四国農政局では、平成 24 年産 (2012 年産) 米の需給調整の実効性確保に向けて、県段階、市町村段階の関係機関に対し、需給調整の確実な実施と水田活用の所得補償交付金を活用した新規需要米の取組拡大へ向けた推進行動を展開しました。

特に、平成 23 年産 (2011 年産) 米が生産過剰となった岡山県、徳島県及び高知県については、関係機関・団体が連携・協力し、新規需要米の取組拡大による需給調整の確実な実施に向けた取組が推進されました。

これらの取組の結果、中国・四国地域における新規需要米の作付面積は、飼料用米が平成 24 年 (2012 年) に微減となったものの、米粉用米や稲発酵粗飼料稲 (WCS 用稲) が増加となった結果、合計面積では平成 23 年産 (2011 年産) を上回る結果となりました (表Ⅱ-2-18、図Ⅱ-2-7)。

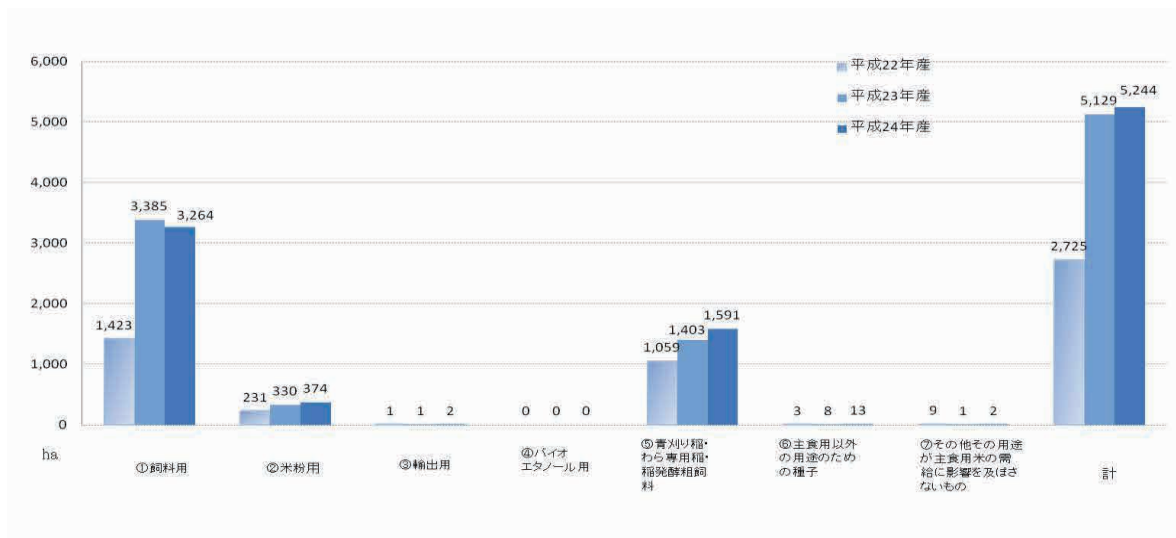
表Ⅱ-2-18 平成 24 年産 (2012 年産) 新規需要米の取組計画認定状況

	①飼料用		②米粉用		③輸出用		④バイオエタノール用		⑤稲発酵粗飼料稲	⑥青刈り稲・わら専用稲	⑦主食用以外の用途のための種子		⑧その他の用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの		合計	
	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)
鳥 取	2,212	420	48	9	1	0			281	1	8	2			2,270	713
島 根	3,056	588	123	24	3	1			267	13	10	2	0	0	3,191	894
岡 山	4,155	792	761	153	1	0			364	8	8	2			4,925	1,319
広 島	346	65	555	106	3	1			226	4	15	5	9	2	928	408
山 口	1,464	292	94	18	1	0			161	0	9	2			1,567	473
徳 島	1,709	365	66	14					60						1,775	439
香 川	572	115	89	18	1	0			33	6			0	0	662	172
愛 媛	562	112	30	6	1	0			86						593	204
高 知	2,253	515	122	26					81	0					2,375	622
管内計	16,329	3,264	1,888	374	11	2			1,559	32	50	13	9	2	18,286	5,244
全国計	183,431	34,525	34,521	6,437	2,524	454	2,793	450	25,672	369	664	133	194	52	224,127	68,091

資料：農林水産省「平成 24 年産新規需要米の取組計画認定状況」

注 1：需給調整カウントとなる新規需要米の取組として認定を受けたもの。

図Ⅱ－２－７ 新規需要米の取組面積（中国・四国地域）



資料：農林水産省「平成24年産新規需要米の取組計画認定状況」

注1：需給調整カウントとなる新規需要米の取組として認定を受けたもの。

（３）備蓄米の推進

備蓄米の確保に向け県別優先枠の拡大を実施

農業者戸別所得補償制度の本格実施に伴い、平成23年度（2011年度）から政府備蓄の運営方式をこれまでの回転備蓄から棚上備蓄に移行しました。

これにより、①国内産米を5年間程度備蓄、②作付前の時期に一般競争入札により毎年20万tを買い入れ、③備蓄後に非主食用として販売する等の基本的考え方に基づく備蓄運営が新たに開始されました。

しかし、平成24年産（2012年産）米の政府買入数量が前年に引き続き、予定数量の20万tを大きく下回る約8万tにとどまりました。

このことから、平成25年産米においては、他県との競争のない「県別優先枠」の拡大を図るとともに、売渡申込数量の最小単位の変更や事務面で大幅に簡素化を図るなど制度の改善を行ってきました。

この結果、中国四国農政局管内9県の平成25年産（2013年産）備蓄米の県別優先枠は、平成24年産（2012年産）米の5,210tから12,840tと7,630tの増加となりました。

中国四国農政局としても、この県別優先枠の達成に向け、各県の農林水産担当部局及び生産者団体等の関係機関と連携のもと、市町村段階の各機関や各地域における生産者等に対し、備蓄米の生産拡大に向け、パンフレット、ビラ等を活用し周知・推進を行ってきました。特に、米の生産数量目標が大きく減少した県や、米の生産過剰の大きい県では、水稻の作付で需給調整が行える一つの手法として、備蓄米への作付に向けた推進活動をしてきたところです。その結果、3月末時点の落札結果は6,407tとなり、24年産（2012年産）の落札実績数量2,036tを大きく上回っています（表Ⅱ－2－19）。

表Ⅱ－２－１９ 平成 24 年度（2012 年度）備蓄米の取組状況

単位：t

産地	24年産米				25年産米			
	県別優先枠	落札実績数量			県別優先枠	落札実績数量（第1回～第5回まで）		
		県別優先枠分	一般枠分	計		県別優先枠分	一般枠分	計
鳥 取				0	1,320	786		786
島 根				0	250	95		95
岡 山	180	150	153	303	3,100	2,891		2,891
広 島	1,020	603		603	1,560	900		900
山 口	3,000	785		785	3,000	145		145
徳 島				0	2,000	1,014		1,014
香 川	590			0	500	240		240
愛 媛	420	345		345	1,000	284		284
高 知				0	110	52		52
管内計	5,210	1,883	153	2,036	12,840	6,407	0	6,407
全国計	74,540	59,135	24,130	83,265	246,180	158,166	955	159,121

注 1：24 年産米は県別優先枠の外、一般枠の 125,460t を含め 20 万 t の買入予定数量とした。

注 2：25 年産米は県別優先枠の外、一般枠の 3,820t を含め 25 万 t の買入予定数量とした。また、一般枠の公表については全国計のみとなっている。

注 3：25 年産米の落札実績数量は第 1 回（平成 25 年 1 月 29 日実施）～第 5 回（平成 25 年 3 月 26 日実施）までを集計したもの。25 年産米の入札は 25 年 6 月まで行う。

6 米粉食品の利用拡大

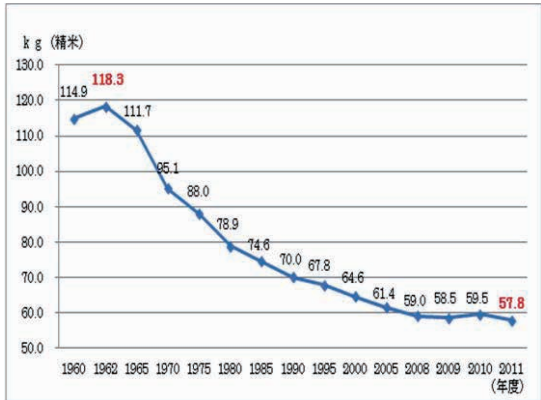
（1）米の一人当たり年間消費量及び一世帯当たり支出金額

米の一人当たり年間消費量が減少

一人当たりの米の年間消費量は、食の欧米化や消費者ニーズの多様化等のため、昭和 37 年度（1962 年度）の 118.3kg をピークに減少に転じ、平成 23 年度（2011 年度）では 57.8kg とピーク時の半分以下となっています（図Ⅱ－２－８）。

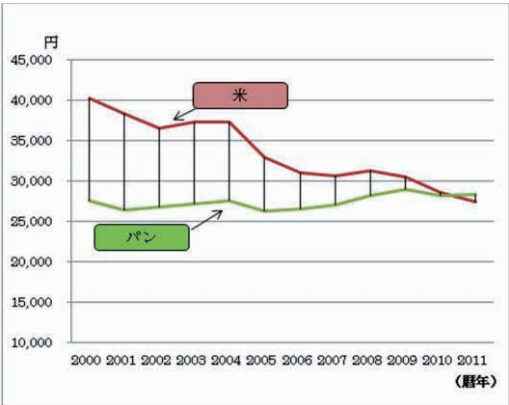
また、家庭での米の支出金額が初めてパンの支出金額を下回りました（2011 年）（図Ⅱ－２－９）。

図Ⅱ－２－８
国民一人当たり米の年間消費量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

図Ⅱ－２－９
一世帯当たり支出金額の推移



資料：総務省「家計調査」（二人以上世帯）

（２）中国・四国地域における米粉普及拡大の取組

米粉の利用を促進し、水田を活用して食料の安定供給を確保

米の製粉技術は近年改良されて、小麦粉並み又は小麦粉よりも微細な粒子に製粉することが可能となりました。これにより、従来からの米菓用等の用途のほか、小麦粉に代わってパン、めん、洋菓子等といった様々な食品への米粉の利用可能性が拡大しています。

中国四国農政局は、米粉の普及・利用拡大により米の需要拡大、さらには食料自給率の向上を図るため、米粉関連団体等により構成される中国四国米粉食品普及推進協議会と連携して、講習会や各種の体験・実習等に取り組んでいます。

米粉普及拡大の取組

ア 中国四国米粉セミナーin 山口の開催

家庭への米粉食品の普及に向けて、基調講演、情報提供や様々な米粉食品を紹介する「中国四国米粉セミナーin 山口」を山口県で開催しました（平成 25 年 1 月）。



イ 米粉洋菓子製造技術講習会の開催

管内の洋菓子製造販売事業者等を対象に、地元フルーツと県産米粉を使った美味しい米粉洋菓子の講習会を、広島県で開催しました（平成 24 年 10 月）。



ウ 米粉料理講習会の開催

給食のメニューを作成する管理栄養士等を対象に、給食や家庭で役立てていただくため、調理実習を含む講習会を、岡山県で開催しました（平成 24 年 9 月）。

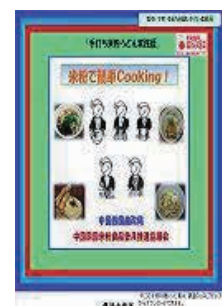


エ 中国四国米粉利用促進ネットワーク「ココねっと通信」の配信

管内の米粉に関する情報をメールマガジンで年 8 回、全国の会員に配信しています。（平成 25 年 2 月 24 日現在の配信数：約 3,200 名）

オ 米粉料理レシピ集の作成及び米粉食品販売店マップ等の紹介

家庭で手軽にできる「米粉料理レシピ集」、米粉食品の販売店舗を紹介する「米粉食品販売店マップ」等を、中国四国農政局ホームページで紹介し、消費者の「作り方が分からない」「どこで販売しているの」等に応えています。



カ パンフレット「米粉で彩る豊かな食卓」を作成

新しい米粉の需要拡大による効果や特徴を掲載したパンフレットを作成し、米粉イベントで配布するとともに中国四国農政局ホームページに掲載しています。



（３）米粉の普及状況

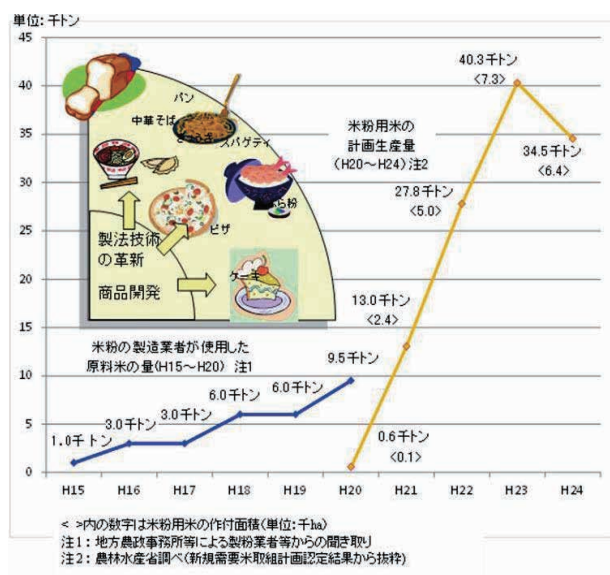
米粉の普及促進により着実に利用拡大

パン用・麺用等への米粉の利用については、地域・中小企業に加え大手企業も取り組み始めたことから、これまで順調に増加してきましたが、平成 24 年度の米粉用米の計画生産量は一部大手需要者において在庫調整等がおこなわれた結果、全国で約 35 千トンと前年に比べ減少しました。（中国・四国地域では 1,888 トン（平成 24 年度（2012 年度）と前年より増加しました。）（図Ⅱ－２－10）。

特に、米粉パンについては、食育・地産地消等の観点から学校給食への利活用が進んでおり、全国 16,166 校（平成 22 年度（2010 年度））において実施されています（図Ⅱ－２－11）。岡山県においては、標準パンとして県産米粉（含有率 20%）の米粉パンが（平成 22 年度）、また山口県においては、県産小麦と県産米粉（含有率 10%）のパンが学校給食で提供されています（平成 24 年度）。

図Ⅱ－２－10

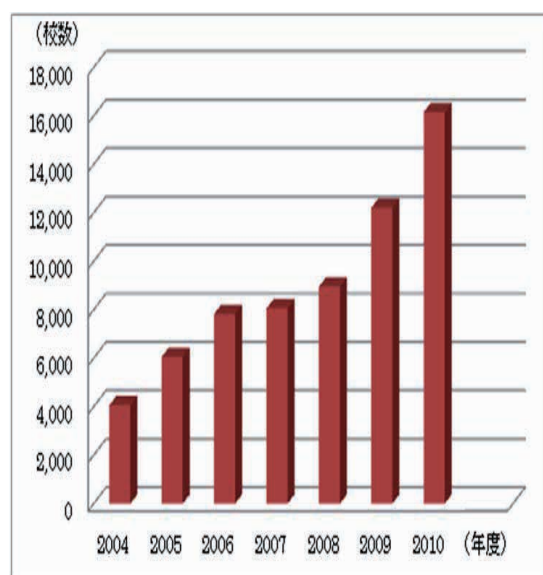
米粉用米の計画生産量の推移



資料：農林水産省

図Ⅱ－２－11

米粉パンの学校給食導入状況



資料：農林水産省

（４）今後の普及推進に向けて

米粉用米の利用拡大には、米粉関係者の理解と協力が必要

米粉用米の生産に当たっては、水田活用の所得補償交付金の対象となり、生産者の米粉用米を含む新規需要米取組への関心が高いものとなっていますが、需要サイドとのマッチングや物流体制の整備等が課題となっています。

今後、これらの諸課題の解決に向けて、関係者が地域と一体となり、相互理解と情報交換等の、様々な取組の展開が必要となっています。

事例：今後の具体的な取組計画（予定）

- ア 経営所得安定制度との連携・需要情報等の提供
- イ 米粉・米粉製品に関する普及啓発（米粉セミナー、米粉パン製造技術講習会等の開催）
- ウ 家庭・給食への導入の推進（管理栄養士等を対象とした米粉料理講習会の開催）
- エ 情報の共有・提供（米粉協議会、関係者への情報提供と共有）

中国四国農政局ホームページ「米粉に関する情報」

管内の米粉の普及拡大に関する情報や農政局等の取組等を紹介。

http://www.maff.go.jp/chushi/kome_syoukaku/komeko/index.html

中国四国農政局/米粉に関する情報

検索